

越谷市小規模建設工事等契約希望者登録申請をされる方へ

【一般的事項】

1 目的

この登録制度は、越谷市が発注する小規模な建設工事（修繕含む）の契約のうち、入札参加資格者として登録のない方でも契約することができる「内容が軽易で100万円を超えない工事」を希望する方を登録し、積極的に見積依頼業者の選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

2 登録できる方

登録できる方は、次に掲げる要件をすべて満たす方です。

- (1)越谷市内に主たる事業所（本店）を置く方（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、個人、法人、従業員数等は問いません。）
- (2)成年被後見人、被保佐人及び被補助人（契約締結に関し同意権付与の審判を受けたものに限る。）、未成年（営業の許可を受けていない者に限る。）でない方
- (3)越谷市建設工事入札参加資格に関する規則に基づく入札参加資格者として登録されていない方
- (4)希望業種の履行に際して、資格、許可等が必要な場合は、それらの資格、許可等を受けている方

※この登録申請をした方は、越谷市小規模建設工事等契約希望者登録名簿に登載のうえ庁内に提供し、越谷市が発注する小規模な建設工事（修繕含む）の契約の際に業者選定の対象となりますが、選定や契約を約束するものではありません。

3 受付方法

- (1)受付期間 随時
- (2)受付場所 契約検査課、[電子申請（新規申請のみ）](https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60837)
(https://apply.e-tumo.jp/city-koshigaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60837)

4 有効期間

申請月の翌月1日から令和10年3月31日まで

5 契約者の選定方法

契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した者と契約することになります。

なお、見積依頼業者として指名されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いします。

6 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず書面（請書または契約書）を提出していただくことになります。なお、契約の際の契約保証金は、原則として全額免除します。

7 下請けの禁止

契約の履行は越谷市契約規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、受注した契約は自ら履行（施工）することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、希望業種は自ら履行（施工）できる業種を記載してください。

8 受注代金の支払時期

受注代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。

支払期間は正当な請求を受けた日から４０日以内（修繕の場合は３０日以内）です。前払金・中間払金はありません。

9 関係法令の遵守

契約に関して談合等の、独占禁止法、刑法その他の関係法令に違反する行為は決して行わないでください。万一登録者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。

10 登録名簿の公開

この登録名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明化を向上するため一般に公開（総務部契約検査課及び越谷市公式ホームページにおいて閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

【申請書の書き方】

- 1 「法人番号」は、法人の場合は１３桁の法人番号を記入してください。個人事業主の場合は記入しないでください。個人番号（マイナンバー）ではありません。
- 2 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業者が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- 3 「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。
- 4 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業者の場合は「代表者」と記入してください。
- 5 「希望業種」は、５業種以内で選択となります。特に内容の制限はありませんが、その希望業種を履行するにあたって、法的な資格・許可・免許・登録を要する場合はそれらの名称を記入し、資格等の写しを添付してください。

【希望業種名・工事名の記入について】

業種名、工事名については、別紙「小規模工事 業種・工事名一覧」を参照してそれぞれ記入してください。業種は５業種までとなりますが、工事名は複数記入できます。なお、工事名は原則として一覧から選択して頂きますが、希望する工事内容を含む工事名が一覧に無い場合には、下記問い合わせ先の契約検査課までご相談ください。

【登録申請後の注意事項】

- 1 登録事項に変更があった場合は、速やかに変更・取下届を提出してください。
- 2 有効期間の間に越谷市建設工事入札参加資格に関する規則に基づく入札参加資格者として登録された場合は、この制度による登録は取り消されます。

○問い合わせ

越谷市役所 総 務 部 契約検査課 ９６３－９１３１（直通）

環境経済部 経済振興課 ９６７－４６８０（直通）